

制度改正を行うもの

1 開示義務（現行条例第16条第1項本文） < 資料8 - 3他 >

開示しなければならないと明示することにより、開示義務を明確化することが適当である。

現行条例では、非開示理由に該当するときは、開示しないことができる旨の規定である。

原則開示の趣旨をより明確にするため、非開示情報に該当する場合を除き、開示しなければならない旨を明示することにより、開示義務を明確化することが適当である。

2 非開示情報（現行条例第16条第1項）

(1) 法令秘情報（現行条例第16条第1項第1号） < 資料8 - 3他 >

「法令等」に「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）」を追加することが適当である。

現行条例上、「法令等」は、法令又は条例のことであり、法律若しくはこれに基づく政令による国からの指示は含まれない。

国又は都道府県からの関与の規定が自治法の改正により設けられたことから、「法令等」に「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）」を追加することが適当である。

(2) 評価等情報（現行条例第16条第1項第2号） < 資料8 - 3, 9 - 2, 3他 >

「開示をすることが適切でない認められるもの」という規定を、要件をより限定する規定とすることが適当である。

本号後段の「開示をすることが適切でない認められるもの」という規定は、解釈によっては、非開示の範囲が広がるおそれは否定できない。

「開示をすることが適切でない認められるもの」という規定を、要件をより限定する規定とすることが適当である。

(3) 国等協力関係情報（現行条例第16条第1項第4号） < 資料8 - 3他 >

削除することが適当である。

地方分権の観点からは、この規定を維持する合理的理由はなく、削除することが適当である。

(4) 生命等保護情報（現行条例第16条第1項第6号）＜資料8-3, 9-2, 3他＞

「秩序の維持」については削除することが適当である。

市条例の規定の仕方としては、秩序の維持や犯罪の防止よりも、犯罪が行われることによって、人の生命、身体等が侵害される危険を回避する保護主体の側面を重視した規定とすべきであり、「秩序の維持」については削除することが適当である。

3 開示請求手続き（現行条例第15条,17条～20条,22条～25条の4）＜資料8-4, 5＞

以下を規定することが適当である。

- (1) 補正手続（現行条例規定なし）
- (2) 事案の移送（現行条例規定なし）
- (3) 第三者に対する義務的意見聴取（現行条例規定なし）
- (4) 第三者の訴訟機会の確保に対する配慮義務（現行条例規定なし）
- (5) 不存在決定（現行条例第15条,19条）

個人情報保護制度の開示請求手続きは、情報公開条例の公開請求の手続と同様に、明確に規定することが適当である。

現行条例では、開示請求にかかる個人情報が存在しない場合には、開示決定を行うことになっているが、非開示決定として規定することが適当である。

4 存否応答拒否（現行条例規定なし）＜資料8-4, 5＞

規定することが適当である。

当審議会の不服申立て事案において、現行条例には存否応答拒否規定がないため、実施機関が非開示決定を行うことにより個人の権利利益の保護を図った事案があった。

開示請求に対して、公文書の存否を応えるだけで個人の権利利益を侵害する場合には、その存否を応えずに決定（存否応答拒否）できることを規定することが適当である。

5 不服申立て手続き（現行条例第26条、第33条第9項）＜資料10-2, 3他＞

以下を規定することが適当である。

- (1) 反対意見書が提出されている場合の諮問義務（現行条例に明文規定なし）
- (2) 諮問した旨の通知（現行条例規定なし）
- (3) 審議会の調査権限（現行条例第33条第9項）
- (4) 審議手続の非公開（現行条例に明文規定なし）
- (5) 口頭意見陳述制度（現行条例第33条第9項）
- (6) 不服申立人等からの意見書、資料の提出権（現行条例第33条第9項）
- (7) 不服申立人等からの閲覧手続（現行条例規定なし）
- (8) 答申書の送付、公表義務（現行条例第26条）
- (9) 第三者の訴訟機会確保に対する配慮義務（現行条例規定なし）

個人情報保護制度の不服申立て手続きは、情報公開条例の不服申立ての手続規定と同様に、明確に規定することが適当である。

6 適正な維持管理（現行条例第8条）＜資料12-2他＞

(1) 電子計算機処理にかかる個人情報について、安全確保措置を講じる旨を明示することが適当である。

(2) データ保護管理規程、セキュリティポリシーについて、必要な見直しを行うことが適

当である。

現行条例では、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない義務を実施機関に課している。

現行条例施行後の急速な情報化の進展による環境の変化を考えれば、電子計算機処理にかかる個人情報の安全確保を徹底するため、特にこれにかかる個人情報安全確保措置を講じる旨を明示することが適当である。

また、データ保護管理規程、セキュリティポリシーについて、必要な見直しを行うことが適当である。

7 指定管理者（現行条例に明文規定なし） <資料 12 - 5 , 6 他 >

指定管理者の責務を明確にするため、指定管理者は受託者に含まれることを明示することが適当である。

現行条例では、指定管理者は受託者に含まれ、受託者と同じ責務が課されているとして解釈、運用されている。

指定管理者の責務を明確にするため、指定管理者は受託者に含まれることを明示するとともに、罰則の対象となることを明示することが適当である。

制度改正を行わないもの

1 審議検討情報（現行条例規定なし） <資料 8 - 3 , 9 - 2 , 4 他 >

規定する必要はない。

個人情報開示請求の趣旨からすると、対象公文書の中に審議検討情報が存在することは想定しがたいため、これを規定する必要はない。

2 裁量的開示（現行条例規定なし） <資料 8 - 4 , 5 >

規定する必要はない。

個人の権利利益が侵害されるか否かの判断は、非開示情報の該当性を判断する際に考慮することが適当であり、市条例の中に、重ねて裁量的開示を設けることは運用上の混乱を招くことが考えられ、規定する必要はない。

3 利用目的の明示（現行条例規定なし） <資料 10 - 4 他 >

(1) 規定する必要はない。

(2) 個人情報取扱事務の届出制度における個人情報取扱事務届出書は、インターネットで公表するなど、市民が容易に閲覧できるようにすることが適当である。

個人情報取扱事務の届出制度は、全ての事務が届けられ、事務の目的が明示されていることに加え、現行条例上本人からの収集原則があることを考慮すれば、本人から文書で個人情報を収集する際に利用目的を明示する旨を規定する必要はない。

個人情報取扱事務の届出制度における個人情報取扱事務届出書は、よりわかりやすくするため、きめ細かく整備するとともに、インターネットで公表するなど、市民が容易に閲覧できるようにすることが適当である。

現行規定を維持するもの

1 目的（現行条例第 1 条） <資料 13 - 2 >

現行規定を維持することが適当である。

現行条例は、個人情報の適正な取扱いに関する必要事項と、市の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護と市政の公正で適正な運営を図ることを目的としている。

本人の関与という観点から、開示、訂正及び利用停止を請求する権利が明記されているので、現行規定を維持することが適当である。

2 非開示理由（現行条例第16条第1項）＜資料8-3, 9-2, 4他＞

第三者情報(第3号)、事務事業執行情報(第5号)

第三者情報、事務事業執行情報については、現行規定を維持することが適当である。

第三者情報、事務事業執行情報については、適切な規定となっており、現行規定を維持することが適当である。

3 収集制限（現行条例第7条）＜資料10-4＞

現行規定を維持することが適当である。

収集原則（目的を明確にして収集、必要範囲内の収集、適法手続による収集、本人からの収集、センシティブ情報の原則収集禁止）及びその例外事由については、適切な規定となっており、現行規定を維持することが適当である。

4 目的外利用、提供の制限（現行条例第9条）＜資料10-4＞

現行規定を維持することが適当である。

目的外利用・提供の原則禁止及びその例外事由については、適切な規定となっており、現行規定を維持することが適当である。

5 新たな電子計算機処理の制限（現行条例第11条）＜資料11-2, 3＞

現行規定を維持することが適当である。

新たに電子計算機処理する際に、審議会に意見を聴く旨の現行規定は、適切な規定となっており、現行規定を維持することが適当である。

6 電子計算機の結合の制限（現行条例第12条）＜資料11-2, 4＞

現行規定を維持することが適当である。

電子計算機の結合の原則禁止及びその例外事由については、適切な規定となっており、現行規定を維持することが適当である。